

■児童扶養手当

父親のない家庭の児童、または父親が身体障害や長期の病気中のため、児童を養なっている母、または母にかわって養なっている人に支給されます。(ただし、国民年金、恩給、厚生年金などを受けることができる人は除かれます。)

対象となる児童は、ゼロ歳から義務教育終了前の児童。

手当の額は、児童1人4,300円、2人以上は、1人ふえるごとに400円を加算した額です。

所得制限は、△本人の場合、扶養親族および児童の数が0人、995,750円、1人以上、児童1人につき135,000円を加えたもの△配偶者および扶養義務者の場合、0人、1,323,625円、1人1,518,625円、2人以上、1,518,625円に1人につき135,000円を加えたもの。

■母子福祉資金

■寡婦福祉資金

資金の種類	貸付対象	貸付限度額	償還期間	償還期限	利 率
事業開始資金	母子家庭の母・寡婦	400,000円	1年以内	6年	3 %
	母子福祉団体	1,500,000		5年	5 %
事業継続資金	母子家庭の母・寡婦	200,000	6ヶ月以内	3年	3 %
	母子福祉団体	500,000		5年	5 %
修学資金	母子家庭の児童	一般月3,000 高校 特別月4,000	6ヶ月以内	20年	無 利子
	寡婦家庭の子				
	父母のない児童	月6,000 月11,000			
技能修得資金	母子家庭の母・寡婦	月3,000	6ヶ月以内	10年以内	3 %
修業資金	母子家庭の児童	月3,000	6ヶ月以内	5年	3 %
	寡婦家庭の子			6年以内	3 %
就職支援資金	母子家庭の母又は児童 父母のない児童 寡婦	30,000	1年以内	5年	3 %
生活資金	母子家庭の母・寡婦	11,000	6ヶ月以内	10年以内	3 %
住宅資金	母子家庭の母・寡婦	300,000	6ヶ月以内	6年	3 %
転宅資金	母子家庭の母・寡婦	18,000	6ヶ月以内	3年以内	3 %
就学支援資金	母子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の扶養している子	30,000	6ヶ月以内	5年	無 利子
葬奠資金	母子家庭の母又は児童 寡婦	100,000 (特別) 150,000	6ヶ月以内	5年	3 %
結婚資金	寡婦の子	50,000	6ヶ月以内	5年	3 %

なお、くわしいことは、福祉事務所、母子相談室、民生委員等におたずねください。

■母子年金

受給の要件

夫が死亡した場合に夫の死亡日の前日において、次の要件に該当する妻が、夫の死亡の当时、夫によって扶養されていたものであつて夫、または妻の18歳未満の子と生計を同じくするときに支給されます。

①夫の死亡日において国民年金の被保険者であった者。

死亡日の前日において障害年金と同様の提出要件に該当すること。

②夫の死亡日において65歳未満であり、かつ老令年金の受給要件に該当していること。

年金の額

基本年金額100,800円(月8,400円)、18歳未満の子が2人以上あるときは、基本年金額に、その子のうち1人を除いた子1人につき、4,800円が加算されます。

支給の停止

①夫の死亡について、労働基準法の規定による遺族補償、その他政令で定める法令による給付を受けている場合は、夫の死亡日から6年間、支給が停止されます。

②夫の死亡について、公的年金の給付を受けることができるときは、その間3分の1に相当する額の支給が停止されます。

■寡婦年金

受給の要件

寡婦年金は、次の要件に該当する夫が死亡した場合に、夫の死亡の当时、夫によって扶養されていたものであり、かつ、夫との婚姻関係(内縁関係を除く)が10年以上継続していた妻が65歳未満であるとき支給されます。(国民年金の被保険者でなくともよい)ただし、その夫が障害年金の受給権者であったことがあるとき、または老令年金の継上げ支給を受けていたときは支給されません。なお夫の死亡当時、妻が60歳未満であるときは、60歳に達した日の翌月から支給されます。

△死亡日において被保険者であった者

死亡日の前月までの被保険者期間について死亡日の前日において老令年金の受給資格要件に該当したこと。

△死亡日において被保険者でなかった者

死亡日において65歳未満であり、かつ死亡日の前日において老令年金の受給資格要件に該当したこと。

年金の額

死亡日の前月までの被保険者について死亡日の前日における保険料納付済期間および保険料免除期間に応じて老令年金と同じ方法で計算された額の2分の1に相当する額とされています。

老令年金と同様の計算額×1/2支給の停止

母子年金の支給停止と同じ。

▼私も、三歳の女の子を連れて母子家庭になりました。お母さんどうして結婚せん。と始めはいました。「お父さんをもううてこうかねエ」というと、よそのお父さんはいかん。というのです。

▼結婚をすすめられても、この子を育いていくことは思いませんでした。また、子供を連れていった、よその家で、みじめな思いをさせては……。やはり、子供と二人で生きよう——と。

中学生のころ、お父さんがあるより、お母さんがあつた方が幸だった。お母さんのいな友だちをみたとき、つくづく自分は幸だと思ふと。

母と子のきづなというものは、母と子でな強いものがあります。母と子でないでも気軽に話しあい、励んでいくことが、豊かな生活をするより密度の高いものだともいえます。

また、子供の将来や自分の莘を考えながら母親として女性として、新しい人生をみづけていく

ことでもあります。母と子でないでも気難いものがあります。

母と子のきづなといふものは、母と子でな強いものがあります。母と子でないでも気難いものがあります。

母と子のきづなといふものは、母と子でな強いものがあります。母と子でないでも気難いものがあります。